明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○重要文化財を国宝に指定する件（文部科学二二）　一
○重要文化財を統合して国宝に指定する件（同二三）　二
○国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同二四）　三
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同二五）　三
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同二六）　七
○重要文化財に旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件及び有形文化財を追加して重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同二七）　八
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同二八）　八
○重要文化財を統合して有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同二九）　一〇
○重要文化財の名称及び員数を改め有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同三〇）　一〇
○重要文化財の名称及び員数を改める件（同三一）　一二
○重要文化財の名称を改める件（同三二）　一三
○有形文化財を登録有形文化財に登録する件（同三三）　一三
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（文化庁七～九）　一三
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同一〇）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会公示送達関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告